【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月２日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社K891
【報告者の住所又は所在地】	東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目４番10号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	代表取締役　柴田　亮
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社K891 (東京都豊島区西池袋一丁目４番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

(注１)　本書中の「公開買付者」とは、株式会社K891をいいます。
(注２)　本書中の「対象者」とは、株式会社レオパレス21をいいます。
(注３)　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。
(注４)　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注５)　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注６)　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注７)　本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付をいいます。
(注８)　本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
(注９)　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。
(注10)　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1 【公開買付けの内容】

(1) 【対象者名】

株式会社レオパレス21

(2) 【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式

② 新株予約権

(ⅰ)2016年７月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第２回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第２回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年８月19日から2046年８月18日まで)

(ⅱ)2017年８月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第３回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第３回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年９月15日から2047年９月14日まで)

(ⅲ)2018年８月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第４回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第４回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年９月15日から2048年９月14日まで)

(ⅳ)2024年７月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第６回新株予約権(株式報酬型ストックオプション)(以下「第６回新株予約権」といい、第２回新株予約権、第３回新株予約権、第４回新株予約権及び第６回新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)(行使期間は2024年８月20日から2054年８月19日まで)

(3) 【公開買付期間】

2026年９月15日(火曜日)から2026年10月30日(金曜日)まで(30営業日)

２ 【買付け等の結果】

(1) 【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(158,716,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行なわない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計(207,044,870株)が買付予定数の下限(158,716,000株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第１項の規定に基づき、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により、2026年10月31日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	206,999,370(株)	206,999,370(株)
新株予約権証券	45,500	45,500
新株予約権付社債券	―	―
株券等信託受益証券(　　)	―	―
株券等預託証券(　　)	―	―
合計	207,044,870	207,044,870
(潜在株券等の合計数)	45,500	(45,500)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	2,070,448
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	455
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	―
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	591,882
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	―
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	―
対象者の総株主等の議決権の数(2026年３月31日現在)(個)(g)	3,267,807
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)／(g+(b－c)+(e－f))×100)(%)	81.45

(注１) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(ｄ)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注２) 「対象者の総株主等の議決権の数(2026年３月31日現在)(個)(ｇ)」は、対象者が2026年６月19日に提出した第53期有価証券報告書(以下「対象者有価証券報告書」といいます。)に記載された2026年３月31日現在の総株主の議決権の数(１単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の行使により発行又は交付される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2026年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(334,415,678株)に、対象者より報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権(第２回新株予約権82個、第３回新株予約権72個、第４回新株予約権72個及び第６回新株予約権282個)の目的となる対象者株式の数(50,800株)を加算した株式数(334,466,478株)から、同日現在の対象者が所有する自己株式数(ただし、同日現在の役員向け株式交付信託及び従業員向け株式交付信託として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する対象者株式(9,101,800株)を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数において同じとします。)(7,610,264株)を控除した株式数(326,856,214株)に係る議決権数(3,268,562個)を分母として計算しております。

(注３) 「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。